

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

平成 3 0 年 8 月 3 0 日

○出席委員（12名）

委員長 坂倉紀男  
委員 奥村敦  
委員 河村孝  
委員 木下順一  
委員 戸上健  
委員 世古安秀  
  
議長 浜口一利

副委員長 井村行夫  
委員 片岡直博  
委員 山本哲也  
委員 中世古泉  
委員 坂倉広子  
委員 尾崎幹

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水敏也  
  
書記 中山真緒

次長  
兼庶務係長 上村純  
兼議事係長

(午前11時02分 再開)

○坂倉紀男委員長 それでは、全員協議会に引き続き、お疲れさまでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を再開いたします。

これより議事に入ります。

協議事項1、調査事項についてであります。

お手元に配付してあります調査事項について、ご検討をいただいているところですが、本日は番号20、22、26から28を審査していきます。

まず、番号20と26について協議していきます。

番号26について、前回、予算決算常任委員長の戸上委員長より提案がありました。今回、番号20の検討内容とあわせて戸上委員より提案がありますので、説明をお願いいたしたいと思います。

戸上委員。

○戸上 健委員 前回もご協議いただきました。そして、今期は見送って次回からということにもなりました。

しかし、この9月の決算委員会がございますので、そこでの留意点について、ご検討をお願いしたいというふうに思います。ここに20の橋本委員から提案のあった点も含めて、お願いを申し上げたいというふうに思うんです。

まず、今回の決算ですが、29年度決算ということになります。今期、我々議員としては最後の決算委員会ですので、この4年間の英知を総集して、市民の負託に応えなければいかんというふうに思うんです。

市長への提言も、前年同様行う予定です。議会の使命というのは、この市政の調査と監視、その中心点は事務事業の評価にあるというふうに思うんです。評価の基準としては、地方自治法と地方財政法に則して行います。やっぱり主観ではだめということなんです。地方自治法の本旨第1条では住民福祉の増進、これに努めなければならぬというふうになっておりますし、前回も申し上げましたように、第2条の14項では、最少の経費、最大の効果。それから、地方財政法の第4条の規定は、必要かつ最少の限度を超えて予算を支出してはならぬというふうになっております。こういった地方自治法と地方財政法に則した決算になっておるかどうかということが、一つ眼目です。

この費用対効果についても、例えば計量できない福祉分野ということにもなります。ここについては、市民ニーズが果たして適否だったかどうかということも、決算で議論していただく中身だというふうに思うんです。

議員間討論の審議方法ですけれども、前回と同じように毎日の審議をやって、そして最後に、この評価事業をまず抽出して、そして議員間討論をやって、その事業は次年度の予算、今度は31年度予算ということになります。31年度というのは、平成はもうなくなりますもんで、2019年度予算ということになりますが、拡充、縮小、廃止と、これは事務事業評価で執行部がやっておるやつと同じ中身です。ですので、この拡充、それから現状で維持する、それから縮小、廃止、この4段階で評価して、議会提言書にどれを盛り込むかという有無についても検討していきたいというふうに思うんです。

決算の審議ですけれども、こういった審議スタイルにふさわしく、あくまでも29年度予算、これを我々議会は全会一致で認めております。いろいろ議論はしましたけれどもね、予算委員会。認めた中身ですので、

その執行についてどうだったかということを決算委員会で議論していただくというのが中心点です。あくまでも、29年度予算に対しての執行ということが目玉になりますので、前年対比でどんだけふえたか、減ったかと、それは予算の審議です。決算の審議では該当しません。決算審議の中身にふさわしい点をお願いしたいというふうに思うんです。決算では、この予算の執行率、それから費用対効果、市民ニーズの検証、これに徹して議論をしていただきたいというように思います。

それから、この橋本委員の提案の中にもありますけれども、現状、予算決算審査とも、かなり細かい部分の質疑になっていると。特に、決算に関しては予算で認めた内容であり、本来は効果を聞くべきであるが、施策自体の細かな内容や方法等、予算審議と同じような質疑となっておるといふ指摘となっております。私も前回同様な発言を、委員長としてさせていただきました。ですので、前段で申し上げましたように、その予算執行が決算で上がる、事業評価で上がるわけです。その事業に対して本当に費用対効果がどうだったかと、それから市民ニーズに適したかどうかと、そこを尺度にして、拡充するのか、現状維持にするのか、縮小するのか、廃止してしまうのかというのを、次年度予算に議会としての見解を明らかにしていただきたいというように思います。

細かい数字、何に使ったんだと、どういうものに使ったんだというようなことについては、事前に各委員の皆さんが担当課に聞いておいていただいて、自己準備でこの委員会には臨んでいただきたいというように思います。

それから、市長への提言書の渡しですけれども、前回のこの場合に執行部のほうから注文がありました。それは、議会から提言書の提出まで期間が長くて、そして提出が遅くなったために、予算に十分反映できなかったと。もう予算準備活動が始まっておったということでした。ですので、10月2日の本会議終了といいます、そこで委員長報告を議会として承認していただきますので、それを受けて承認後1週間以内に、この2019年度予算への議会としての提言、これを手渡してはどうかというふうに思います。

以上です。

○坂倉紀男委員長 戸上委員の説明は終わりました。

この件につきまして、ご質問やご意見はございませんか。ただいまの戸上委員の決算委員会についての市長への提言、あるいは事務事業の評価等を中心に、事細かに申し入れがございました。ただいまの説明について、質問なりございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 予算決算委員長の説明を大体聞かせていただきました。20番の橋本委員からの提案については、これ、今の予算決算の戸上委員長にかわってから、先ほど話に出ていた振り返りをその都度毎日やるようになって、ある程度その辺も意識しながら是正されつつあるのではないのかなと。委員長のご指摘は、その進行の途中ではあるんですけども、私個人的に感じているのは、その一日一日の途中でのそういった、ちょっと脱線しがちなところというのは、少しずつ是正されてきているのではないのかなと。当然、まだまだ細かなところにちょっと入り過ぎていくというんですか、予算を認めているのに決算の中でまた予算的なことをちょっと聞いてしまう部分はあるんでしょうけれども、私らの入ったころに比べて、また委員長かわられてから、そういうのも前向きには進んでいるのではないのかなと、私はそう感じているので、これに留意しつつ、今の

やり方でやっていくと。そこは皆さんに気をつけていただいて、今のやり方でやっていくという形で進めていただけたらいいかなと思います。

副市長から提案があった部分なんですけれども、当然そこも、今、一日の振り返りがあるわけですから、そこで各委員さんに、その提言も留意してもらいながら、そういう提言をしていただくと、それぞれの意見をその日のうちに述べてもらうということを、しっかり皆さん意識してもらうというところで、前に進められるのではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○坂倉紀男委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そのとおりだと思います。議会基本条例でも、議会の委員会での議論については、自由闊達にやるということになっておりますもんで、私も委員長として、特によほど脱線しない限り認めて、発言は、皆さんのご意見は尊重しておるつもりですけれども、副委員長と相談しますけれども、余り脱線をし切らないように、委員長の采配を心もとなかわかりませんが、尊重していただきたいというふうに思います。

それから、今回、縮小、廃止というところもテーマに狙上へのせますので、これはそれに該当する市民からすれば、団体からすれば、いろんな異論も意見も出ようかと思うんです。その際に、関係者団体に対して、議会として意見聴取できるかと、公聴会のようなものを開いてできるかということ聞いたんですけれども、それは検閲権ということの範疇から外れるということですので、それはできないということでした。ですんで、補助金・負担金評価シートというのを執行部のほうでつくっております。これも、決算書には出てきていませんけれども、別途ホームページでアップされておりますので、各議員の皆さんもそれ入手していただいて、自分が問題意識を持っている負担金、補助金もしくは事務事業の項目について、その執行部が自分たちでどう分析しておるかということも事前にキャッチしておいていただければ、より議論が深まるのではないかなというふうに思います。

今回も性急にならずに、なかなか一挙に決算委員会を改革するということは難しいですので、議論を進める中で、委員の皆さんからご指摘をいただきながら進めていきたいというふうに思います。

○坂倉紀男委員長 はい、ありがとうございます。

○戸上 健委員 それで、毎日振り返りやりますので、きょうの振り返りで、これは委員長として、あんた横暴だというような点がありましたら、皆さんからまたご指摘いただいて、2日目から改善していくというふうにしたいというふうに思うんです。

○坂倉紀男委員長 戸上委員長、かなり手の内を明かしてくれましたので、河村委員、よろしいですか。

○河村 孝委員 あと1点だけ。期限、提言の期限です。それはなるべく次の予算に生かせるように、執行部のほうの言い分を聞いて、なるべく議会からの提言を取り入れていただきやすいように委員長のほうで配慮していただければ、もうそれで結構だと思います。

○戸上 健委員 わかりました。

○坂倉紀男委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。

(「委員長、よろしい」の声あり)

○坂倉紀男委員長 はい。

○戸上 健委員 決算委員会は、本当に市民の皆さんが納めた税金、これは公費ですけれども、それが本当に市民のために使われたのかどうかという、一番関心の高いところだということに思うんです。せやもんで、決算書も届いておりますけれども、皆さんぜひ、まだ半月ありますから決算委員会まで、それぞれでここは問題だという問題点を幾つか抽出して、そして決算委員会に臨んでいただければ議論がより深まると思いますもんで、どうかよろしく願いいたします。

○坂倉紀男委員長 はい、ありがとうございます。

ほかにございませんか。

係長。あ、あっちのほうがちよっと早かったな。はい、どうぞ。

○山本哲也委員 すみません、一つ、その26番で別紙資料とついているところの別紙の資料というのは、また別であるのかと。

○坂倉紀男委員長 はい。

○中山書記 この別紙資料につきましては、前回配らせていただいたものになりますので、戸上委員さんから提案いただいたときの資料になります。

(「だからつけていない」の声あり)

(「発言あるんちゃう」の声あり)

○中山書記 はい、もう一つ、よろしいでしょうか。その期限についてなんです、先月、議会事務局のほうで、県下の市議会事務局の研修会みたいなものがあるんですが、それにも一部そのような話題が上がりまして、予算と決算の連携といいますか関係についてというようなことが上がりまして、議長会の本橋さんという方が講師にいらっしゃってまして、その中で、必ずしも次年度予算につなげていくような提言ではなくて、1年後、2年後の予算にもつなげていけるような、長い目を見た考え方もしていったほうがいいのではないかというお話がありましたので、そういったことも考慮して、期限のほうは、その予算決算の中で話し合いをしながら決めていただければなと思います。

以上です。

○坂倉紀男委員長 よろしい。

○河村 孝委員 両方でもかまわんということですよ。当然、緊急的に、こういうことはもう急いでやったほうがいいのかというケースも出てくると思うんです。ただ、鳥羽市の将来を考えてのこういう方向にしたほうがいいのかという話も当然あると思うんで、それはもう、当日の振り返りの中で臨機応変にやって、そこはもう、委員長に一任するということでもよろしいんじゃないでしょうか。

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。予算決算について、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 それでは、あとは委員会のほうで頑張っていただきたいと思います。

続いて、番号27について事務局より説明をさせます。

係長。

○中山書記 すみません、書記の中山です。よろしく願いします。

番号27についてですが、委員長、事務局提案ということで今回上げさせていただきました。

質疑、一般質問におけるパネル使用で、タブレットを持っていただいて、画像等の表示を行っていただいておりますけれども、執行部のほうから、局長のほうから以前、執行部に行ったときに、ちょっと角度の関係によってはパネルが見づらいということでお話がありました。ですので、執行部へ、もうあらかじめ提出いただいた画像を、配付といいますか、データで共有をさせていただきまして、やっていけたらなと思っております。

ただ、そのためには、今現状パネル等の取り扱い要領というもののの中で、締め切りが前日の勤務時間中ということになっているんですが、勤務時間中ですとちょっと共有が、5時とかになりますと共有ができない状態ですので、その改正を行って、前日の正午ぐらいまでにはいただけたらなと思っております。ですので、締め切りを早めさせていただければと考えておりますので、そのあたりご協議いただければと思います。よろしくお願いたします。

○坂倉紀男委員長 説明は終わりました。

この件について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 よろしいですか。大体丸1日ぐらい早くなる。

(「早目にしたほうが共有できるという話や。それでええやん」の声あり)

(「はい、はい、委員長」の声あり)

○坂倉紀男委員長 はい。

○世古安秀委員 確かに、その画面上ではなかなか数字とかというのは見にくいというところがありますんで、その辺はきちんとその資料を、データを執行部側に。これ逆に、議員側のほうにも元のデータを配ってもらったほうが、議員もわかりやすいかなというふうに。写真ぐらいやったら、大体あのモニターでわかるかなというふうな部分もあるんですけれども、細かい数字の部分というとなると、なかなかやっぱり見えにくいというふうなところもありますので、今回については、そういう方向でやっていただいたほうが、より質問者の意見も執行部に対して、あるいは議員に対してもわかるんじゃないかなというふうに思いますので、私は賛成します。

○坂倉紀男委員長 他にございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 事務局的に、要するに iPad でデータを共有させていただくということになると思うんですが、けれども、技術的に、そんな1日前で可能ですか。

○坂倉紀男委員長 係長。

○中山書記 前日の正午までに出していただいたら、その午後に議員のほうへは、ほかの資料と同じようにグーグルドライブのほうへ入れさせていただきたいと思います。

あと、その関係でもう一点。使うかどうかかわからないので、ちょっと提出しますというところがあったかと思うんですが、何十枚とそれをされてしまいますと、ちょっと容量が圧迫されてしまいますので、基本的には使うものを絞っていただけて提出いただけたらと思いますので、その点すみませんが、よろしくお願いたします。

○坂倉紀男委員長 提案どおりということによろしいですか。

(「了解。了解しました」の声あり)

○坂倉紀男委員長 続いて、28。事務局より説明をさせます。

事務局。

○中山書記 番号28、クールビズ期間中の本会議における上着の着用の廃止についてということなんですけれども、ことし猛暑が続く中で、本会議場なかなかクーラーがきかなかったり、非常に暑く、ご迷惑もおかけしているかと思うんですけれども。現状は、議長の「温度が上昇しておりますので、上着をとっていただいて結構でございます」というような言葉でジャケットを脱いでいただくことが可能となっているんですけれども、その言葉もなく、最初からジャケットはなしでいいんじゃないかということで提案がありましたので、ここに上げさせていただきます。

もし、ここで決定いただけたら、9月4日の本会議からです。ただ、ちょっと9月4日は、橋本議員さんの追悼のところがございまして、そのあたりも協議いただきまして決定をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

すみません、もう一つ、資料についてですが、ナンバー1という右上に書いてある資料ですけれども、三重県内の全市にちょっと調査をしましたところ、必ず着用しなければいけないということが2市、それ以外は着用しないということで決めているところであったり、各自の判断に任せているところというところがほとんどでした。

資料については以上となりますので、ご協議よろしく願いいたします。

○坂倉紀男委員長 説明は終わりました。

この件について、ご質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 山本委員。

○山本哲也委員 これ、書き方やと思うんですけれども、廃止とかというふうに書いてしまうとあれかなと思うんで、その辺はもう自由にさせておいたらどうなんですか。もう廃止で統一とかというよりは、もう別に着てきても着てこやへんでも大丈夫で、着ておる人がおれば、もう議長のほうから一言、今までどおり言ってもうて、脱いでもうろてもいいですよという一言があつて脱ぐとかという。何かもう一々決めてやると、今度もし仮にですけれども、すごい涼しくなつてきて、着たいのに着られへんとかというのも、万が一とかという話にもなりかねんし、その辺はもう個人の判断で自由にさせておけば、特段いいんじゃないかなと思うんですけれども。

○坂倉紀男委員長 個人の常識的な判断で着用、不着用を決めると。

(「着てこやへんでも認めるよという程度にとどめておいて」の声あり)

○坂倉紀男委員長 事務局、よろしいですか。

ほかに意見ございませんか。

(「はい、委員長、委員長」の声あり)

○坂倉紀男委員長 はい、どうぞ。

○世古安秀委員 これ、津市でも個人判断というふうに出ていますんで、僕はこれでいいかなと思うんですよ。やっぱり、クーラーの嫌いな人も中にはいるだろうし、いろいろな個人が判断をすると。もう基本的に、別に着てこなくてもよろしいですよと、着なくてもいいですよというふうにしておいて、その着る着やへんは個人判断ですというふうにしてもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 これ、どこからどう、何でこう今、今こういう話が出たんですか。事務局、何か問い合わせがあったのか、何か。

○坂倉紀男委員長 これ事務局です、事務局。はい、局長。

○清水事務局長 実際に私が感じたことなんです。それで、議長に相談しましたら、14市の状況を調べなさいというご指示をいただきまして、調べたのがこの結果でして、それやったらば、もう上着ないほうがいいんじゃないかなということで提案させていただきました。

○坂倉紀男委員長 河村委員。

○河村 孝委員 局長、そういうふうに使われたところの一つとして、毎回毎回、議長に上着をとってもらって結構ですと言ってもらおうというのが、何となく違和感は僕もあります。例えば、そういうところを、基本的に世古委員がおっしゃったように自由というところは尊重して、議会の開催の冒頭だけご自由にということをして1回言ったら、その後ずっとの議会はもう言わないというようなことでもいいんじゃないでしょうか。それを毎回毎回、この会議ごとに言ってもらっておる議長にも気の毒やから、その辺はここでルールを決めてもらったらええんと違う。議長、どうですか。

○坂倉紀男委員長 浜口議長。

○浜口一利議長 今回のこの提案については、ことしは本当、特に暑かった。また、前回の7月17日の会議の中は特に暑かったもので、このような話が出てきた中でのことなんですけれども、これも諮っていただいて、皆様方の意見を聞いた上でやっていけば問題ないかなというところで、こうやって提案させていただいたということなんですけれども。先ほどから、議長がいろいろ言う、一言ずつというのは何も苦にしないもので。

(「よくしゃべりたい人やもん、しゃべらしたらな」の声あり)

○坂倉紀男委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 執行部は全員着用しておると思うんです。それで、議員席が全員ワイシャツであらわれ、執行部が全員背広という、ちょっと違和感が僕はあるというふう思うんです。そやもんで、そこは両方とも、彼らもかわいそうやもんで、脱いで自由だというふうにしておいたほうがいいというふうに思うんです。

○坂倉紀男委員長 局長。

○清水事務局長 この提案は、執行部のほうも含めての提案でございます。すみません。

○坂倉紀男委員長 執行部も含めての提案ということで、ご理解願いたいと思います。

(「ああ、わかりました」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

局長。

○中山書記 すみません。先ほど河村委員のほうから自由という一言を言ってもらったというお話やっただと思うんですけども、ここでもう自由ということで決めていただいたら、その言葉もなしに、今回から自由ということで決めていただけましたら大丈夫かなと思いますので。

あと、9月4日の件です。追悼のところをどうするのかというのを、一応決めていただけたらと思うんですけども。

(「ん、何」の声あり)

(「追悼」の声あり)

○中山書記 9月4日、橋本議員が逝去されたということで、追悼の部分です。黙禱を行うんですけども、その際にジャケットを着用するのかどうかというのが、議運の中でお話がありましたので、そのあたり決めていただけたらと思うんですが。

○坂倉紀男委員長 橋本議員の追悼の言葉。

(「自由でええん違うん」の声あり)

○中山書記 もう、そのあたりも自由ということであれば、そのように決めていただけたらと思いますので。

○坂倉紀男委員長 はい。

○中世古 泉委員 この日だけは、一応ジャケットを着用していただいたほうがよろしいんじゃないかと思うんです。

○坂倉紀男委員長 上着着用ですか。

○中世古 泉委員 この日だけでも。これを機に最後ということでよろしいんじゃないかと私は思います。

以上です。

○坂倉紀男委員長 という意見が出ております。

ほかにございませんか。よろしいですか。

○世古安秀委員 先ほどの議会運営委員会の中でも少し話が出たんですけども、今回の追悼の言葉のときには、ちょっと敬意も払って上着着用をというふうな格好でしたほうがいいんじゃないかというふうなこともありましたので、その部分だけは皆さん別に了解はいただけるのかなと思います。

○坂倉紀男委員長 それでは、よろしいですか。9月4日の本会議、橋本議員の追悼の言葉を議長のほうからいただくようになっておりますが、そのときには上着を着用していただくということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。事務局、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○坂倉紀男委員長 それでは、この件につきましてはそのようにいたします。

続きまして、ちょっと戻るんですが、番号22について事務局から説明をさせます。

事務局。

○中山書記 番号22、議選監査委員の取り扱いということで、前回、地方自治法が改正になって、議選監査委員を選ばないように条例で改正すればできるということでお話をさせていただきましたが、本格的にどうしていくのかというところをご協議いただければと思います。

現在、議会選出監査委員の廃止を決定している市は791市全国であるんですけども、その中で2市だけとなっております。滋賀県の大津市さんと、愛知県の大府市さんの2市となっております。

あと、ナンバー3の資料については、条例の制定についてということで、前回お話をさせていただいた答申の内容と変わらないところはあるんですが、各自治体の状況において検討してほしいということで書いてあります。ですので、鳥羽市の状況を考えながら、現状とこれからどうしていくのかというところでご協議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○坂倉紀男委員長 説明は終わりました。

この件について、ご質問やご意見がございましたら出してください。

○井村行夫委員 現在、議員選任ということで監査委員をさせていただいております。いろいろの立場立場で監査もあるわけなんですけれども、やはり市民目線ということと、代表の議員である以上、監査という部分もやっぱり見る必要があるかというふうにも思いますし、いろんな事業等に関しましても、ほかもう全然市民目線というか、代表としての意義がなくなってしまうと、どうしても執行部とのお願いごと、そして聞く側としても議員の中から選任をしたほうがいいというふうにも思いますので、従来どおり議員選任を1名ということで、私はそうしていただけるといいかなというふうにも思います。

以上です。

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。

局長。

○清水事務局長 このことについて、執行部側も確認していかないといけないということで、監査委員事務局長、そして総務課長にも話をしました。こういうことがありますやということを言いましたら、それはぜひ議会の議員さんの中からしてくださいということでしたので、報告させていただきます。

○坂倉紀男委員長 協議をしてくださいということですか。

○清水事務局長 いやいや、議員さんになってもらえればということを言っていました。現状でいいということですよ。

○坂倉紀男委員長 はい。

○尾崎 幹委員 あのね、議会から別に出す必要もないんです。それより、もう外部監査に出すほうが明確で、それも包括監査で。もう、監査法人なんか山ほどあって、ただ、うちのスタイルがやっぱりまだまだ運営やと。ほやけど、どの市長、木田さんからもずっと経営やという言葉が出ておるのに、監査の方法は運営なんです。そこら辺の中身の改革を本来した中で、この議会からの監査を入れるか入れへんかという議論が、本来は必要やったんじゃないかなと。

政令指定都市、特別都市、もうそういうのはみんな外部監査入れています。ほいで、社会資本と社会保障の違いを明確にして、社会資本に対しての投資的経費に関しては、運営から経営に変えておるんですよ。そこをしっかりとやることによって無駄がなくなるとか、うちの場合はまだまだ井やもんで、おつてもおらんでも一緒なんです。そこら辺をしっかりとするためにも、中身を、中身を本来は変えるんが先かなと。議会から出す監査が必要なんか必要じゃないかじゃなしに、その町々の役所の体質から変えることによって、必要なものが必要になってくると思います。そこをしっかりとすることが本当は大事じゃないかなと思っていますので、

そこら辺を執行部が、早くやっぱり運営から経営に変える段取りをすることによって、必然的に外部監査の包括監査が入ることによって、適正な監査能力が鳥羽市も身につくんじゃないかと、そう思っていますので、そこら辺は議会から出すか出さへんかというところ辺の問題じゃ、まずないんじゃないかなと僕は思っていますので、そこら辺よろしくをお願いします。

○坂倉紀男委員長 尾崎委員のご意見は賜りました。

事務局。

○中山書記 すみません、もう一点。県内の市議会の状況なんですけれども、詳しくこちらから調べたわけではないんですが、検討段階に至っていないというところであったり、あと廃止はしませんというところがほとんどとなっております。

あと、近隣の志摩市さんと伊勢市さんには問い合わせをしましたが、志摩市さんについては、事務局のほうでは注目をしているんだけど、まだ議員のほうから協議する段階というところまでは至っていないというところと、あと伊勢市さんについては、もう各派代表者会議のほうで必要であるということで話が合ったので、廃止はしませんということで聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○坂倉紀男委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 一つ質問です。大府市は、これ監査委員2人で、うちの1人が議選の監査委員ということですから、これ議選で廃止すると監査委員1人ということになります。そうすると、地方自治法の199条の監査委員のところで、監査意見報告書、これは監査委員の合議でなければいかんということになっております。合議ということは、2人以上ということです。1人では合議になりません。そうすると、監査委員1人ということになると、その監査意見書も、もう私見ということになります。私の見解ということになります。幾らすぐれた監査委員といえども、1人の監査委員の報告書を決算の報告書というふうに議会で議論すべき対象として定めていいのかどうかというのは、僕はそれ疑問があります。ですから、議会としては、議選の監査委員も1人置いておくべきであって、そして優秀な議員を派遣すればそれでいいわけですから、何もその監査力を省いてしまう、議会として省いてしまう必要はさらさらないというふうに思います。

以上です。

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。

浜口議長。

○浜口一利議長 この議題に上がったのは、監査委員の数ということではなくして、議会から、議員から出すか出さないかというだけのことなんですけれども。

ただ、今の段階では、やはり私も監査委員として2年間やらせていただきましたけれども、議員からの目というのは大切なことかと思えます。尾崎委員のほうからも、現状のままでは議員から出しては当然というような、そのような結果の話だったと思うんで、まだ私は現状のままがいいと思います。

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 尾崎委員、どうですか。

○尾崎 幹委員 本当に言わせてもらったら、残して、監査も改革せないかんわけなんです。それはもう、平成

7年から始まっているのに、各地方自治体の監査は一切変わっていない。そこをしっかりと変えることが、やっぱり各地方自治体の役割なんやで、チェックするところはやっぱりちゃんとするような形を。それでなくても、予算に関しては振り分けがどんどん進んでおって、地方分権の中ではもう自立となって投資的経費はその自立のための経費になっておるわけやで、これはもう民間で言ったら企業ですよ。そこをちゃんとチェックできるように変えていく、中身を精査せいというよりは、やっぱり監査の改革を議員が入ってもうてしていくべきやと、僕はそう思っていますので。

その勉強会が平成22年、23年はかなり進んだわけです。それは僕のときなんです。絶えず出張へ行って、東海3県、また東海7県での協議がかなり始まっていましたので。ただ、そこで総理がかわったとたんに、ちょっと流れがトーンダウンしてしまうという。国の方針によって、また県の方針によって、自分らの改革がストップさせられるという、こういう不満の部分もようけありますので、やっぱり鳥羽市は違うんやというならば、議会選出の議員が、やっぱり監査改革をするべきやと。もう平成7年から外部監査を入れることが先進事例で上がっておるんですから。それも専門職が入ってやるということが、義務にはなってへんけれども、その方向性は国からも示されたわけやで、それをしっかりとやるのが、僕らのやっぱり責務やと思っています。

以上です。

○坂倉紀男委員長 ほかに、ご質問やご意見はございませんか。

○木下順一委員 あと、私も現状のままでええと思っていますねんけれども、先ほど戸上委員のほうから、議選の委員がなくなったら監査委員が1人になるようなことを言われていましたけれども、これは2人で議員から監査委員を選ばんだら、ほかにどこか市内の方か市外の方かわかりませんが、そういう方を選ぶという認識でええんかなと思っていますねんけれども。

(「外部監査やと思いますよ、そなん」の声あり)

(「1人にならへん」の声あり)

(「1人にはなりません。2人になったときには外部監査が入ることになるんです」の声あり)

○坂倉紀男委員長 2人というのは、基本的な……

(「基本的にはそうせな」の声あり)

(「1人じゃでけへん」の声あり)

○戸上 健委員 了解です。

○坂倉紀男委員長 尾崎委員のご意見はよく理解できます。そこまで深い議論を、本日この場ではする予定はございません。ただ、議選を要するに出すか出さないかと、今までどおりやっていくかいかないかということを議論していただきたい。

そういうことを基本にして、ほかにご意見なりございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 それでは、この件はそのようにいたします。

事務局、よろしいですか。

(「現状のままで」の声あり)

○坂倉紀男委員長 それでは、この件はそうにさせていただきます。

ご協議いただく案件は以上です。

これをもちまして議会改革推進特別委員会を散会いたします。どうも長い間ありがとうございました。

(午前11時45分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成30年8月30日

議会改革推進特別委員長      坂   倉   紀   男